

神奈川県平塚児童相談所および
一時保護所の第三者評価

報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

— 目次 —

目次	1
----------	---

児童相談部門

児童相談所第三者評価の実施方法	3
-----------------------	---

総評

総評	6
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求	10
第Ⅱ部 児童相談所の組織	12
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理	15
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援	17
第Ⅴ部 社会的養育の推進	19
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援	21
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携	22

一時保護部門

一時保護所第三者評価の実施方法	25
-----------------------	----

総評

総評	28
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	32
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	36
第Ⅲ部 一時保護所の運営	38
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	41

兒童相談部門

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で神奈川県平塚児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

神奈川県平塚児童相談所の第三者評価

総評

(2024 年 10 月 28 日～29 日 実地調査実施分)

総評

【評価すべき点】

○ 神奈川県平塚児童相談所（以下、「平塚児相」とする）の最大のストレングスは、児童福祉司（以下、「福祉司」とする）や児童心理司（以下、「心理司」とする）等（以下、「職員」とする）の専門性の高さです。職員採用において「総合福祉職」を導入し、計画的な人事ローテーションによって複数の福祉の職場を体験する人材養成の仕組みです。施設での勤務経験は、保護者または子どもの話を聞いたり説明する際のスキルとなり、生活介助や養育の経験は保護者や子どもの理解に役立っています。県全体で総合福祉職が800人を超える層の厚さも強みです。その結果、児童相談所（以下、「児相」とする）での経験年数が短くとも熱意をもって職務に取り組んでいる点は評価できます。

○ 相談部門は、障がいや育成などの相談に応じたり障害児施設入所児を担当する「子ども相談課（以下、「相談課」とする）」、主に虐待相談と里親委託児や施設入所児（以下、「委託児等」とする）を担当する「子ども支援課（以下、「支援課」とする）」に分かれているものの、性的虐待や親子支援では課を横断したチームを作り、縦割りでなく職員同士で意見を聞ける柔軟な組織体制になっています。経験年数の短い職員が多い中、上手にこの仕組みを利用することで、職員が多角的な視点を得る機会となっていたことは評価できます。

○ 虐待通告のうち、警察からの面前DV、泣き声の通告等数回の面接で終結できると思われる事案については、これに特化した支援課内の「支援担当」が対応することで、地区担当福祉司の負担軽減を図られています。

○ 弁護士との間で、例えば児童福祉法第28条の裁判所に対する申立（以下、「28条ケース」とする）等に係る代理人契約を行っていることは、福祉司の負担軽減に貢献しています。

○ 福祉司の法定義務研修以外にさまざまな専門研修を実施し、一部の研修は市町村職員も参加可能とされていました。さらに、市町村職員が援助方針会議を傍聴できることで、児相の業務や支援策の決定プロセスの理解につながっています。また新任職員養成に関して、福祉司や心理司としてひとり立ちができるレベルの評価は、一定の経験年数等の形式的な判断とせず、より具体的なケース支援ができているかを基準に考察する点は評価できます。

○ 職員全員の業務がまとめられ共有されているかながわ児童相談所情報ネットワークシステム（以下、「児相システム」とする通称児相システム）は細部にまで配慮が行き届いており、多項目からの検索、ジェノグラムなどを取り入れて家族状況の把握が可能など、ケースの進行管理に大きな成果をもたらしていると評価できます。

○ 市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」とする）の個別ケース検討会議に年間60回出席するなど、市町村や関係機関と一体となって支援に取り組む努力がなされていました。また「医療機関との連携会議」や「管内保健師連絡会議」など、市町村や関係機関との連携に努められています。

○ 全ケースの進行管理が年3回実施されていること、進行中のケースにおいて一定の期間内に新たな入力がない場合には児相システム上でアラート画面が表示されること、援助方針会議でも個々のケースの進行状況を報告する機会が設けられていることなど、漏れのない進行確認が行われています。

○ 職員の自己評価では「職場の風通しの良さ」や「相談のしやすさ」の評価が高く、職員が業務を一人で抱え込まないような配慮がうかがえます。

○ 今回のヒアリングや援助方針会議の中で、個々の福祉司が、家庭の抱える問題について共感力を発揮し、子どもや家庭の課題に真剣に取り組もうとしている姿勢がうかがえたことは素晴らしいと考えます。援助方針会議においても、自身が担当する家庭に関しては、所長その他管理職に対しても自らの意見を述べることでできる職場環境は貴重です。

○ 月に一度、ミニ研修を援助方針会議前に実施し、実務に役立つ知識や復命研修などにより職員の知識や技術の醸成を図っていることはとても良い取り組みです。特に「虐待死を風化させない取り組み」については、ぜひ継続していただきたい重要なテーマであると感じました。

【改善が必要な点】

○ 平塚児相の最大の課題は職員が担当するケース数の多さです。地区担当福祉司が対応するケースは年間平均 70～80 件あり、1 日当たり 2 件対応したとしても、全件の状況把握には 2 ヶ月を超える期間が必要な状況となっています。そのような状況下で、リスクの高いケースや、緊急対応を求められるケースへの対応を優先せざるを得ないため、職員の負担は非常に大きいと考えます。その結果、メンタル不調で職員が休職し、その実質的な職員数の減少は、児童相談所のもつ地域への後方支援機能等を低下させ、アンケート回答の施設や市町村からの不満として表れていると思われます。この課題は構造的なもので、職員の自己努力や現場の工夫で解決することは困難です。県として、子ども家庭相談体制全般の見直しが必要と考えます。

○ 平塚児相では、丁寧に子どもや家族に対応し、子どもの権利を守ろうとする意識が職員全体で共有され、様々な実践に取り組まれています。しかし、個々の職員が膨大なケースを抱える現状では十分な支援が難しく、さらに将来的には持続可能な組織として困難な状況をきたすことも予想されます。この背景には、いくつかの要因が想定されますが、より安定的な組織運営を図るために、児相以外の機関を含めた包括的なこども及び家庭に対する支援体制を構築する必要があります。具体的には以下のような対応が求められます。

- ① 各児相管轄地域に 1 つの家庭養育支援センターを設置し、フォスティング業務を委託して、里子・里親への支援を充実させること
- ② 各児相管轄地域に 1 つの児童家庭支援センター（以下、「児家セン」とする）を設置して、在宅家庭への支援と関係機関の支援力強化を図ること
- ③ SV 補佐を含め職員 3 人に担当ケースを持たない SV（補佐）を配置することで、児相職員の負担を減らすと同時に、児相が行う支援の適正化を図ること
- ④ 各児相に市町村支援担当福祉司を配置することで、市町村の支援力の向上を図ること

住民にとっても、地域に身近な社会資源・サービスの活用は住民の負担軽減につながり、ひいては支援の実質的な効果増大も期待されます。結果、児相の負担を軽減し、児相でしかできない支援活動により特化することができると考えられますので、ぜひご検討ください。

○ 児相の運営としては以下の 2 点について特に検討が必要であると思います。

- ① 援助方針会議における検討事項については、事前のカンファレンス等で報告、確認を行い、明確化したうえで、十分な協議、決定の手順を踏むこと
- ② ケースの検討において、子どもの安全確認にとどまらず、その後の親子への支援内容まで十分に検討すること

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 児相は、子どもの安全確保、保護者や関係機関への対応等でストレスの多い職場です。その中でも、比較的平塚児相の職員の担当件数は多いため、訪問、面接、調整といった業務量が膨大で、さらに記録や事務手続きなど日常的にオーバーワーク状態と推察します。健康管理に努め、一人で抱え込まないようにしていただきたいと思っています。 ○ 個々の職員は市町村が有する地域の支援サービスの詳細を把握するよう努め、市町村の職員との同席面接や同行訪問等で顔の見える関係を構築し、市町村が主体的に家庭支援を行えるように援助することが重要です。
児童相談所	○ 子どもの安全確保と権利擁護のことを考えると、個々のケースへの対応には手が抜けません。他方で職員の負担も大きく、そのバランスを取るのは困難かもしれません。しかし相談件数は今後も増大する可能性が高いため、5年後・10年後のことを考え、平塚児相が持続可能な組織となるような構築について検討が必要と思われます。事業や行事の必要性や会議の進め方など、「児相が絶対しなくてはいけないのか」という視点での見直しが望まれます。例えば、療育手帳判定や 189 相談電話等の事業内容により外部委託をすることも視野に入れてみてはいかがでしょうか。 ○ 援助方針会議の運営に工夫が必要と思われます。1 回の会議で扱うケース数が多いため、「各種診断を総合的に判断し、子どもの真のニーズをとらえる会議」になっていないと思われるケースも散見されました。経過報告を別組織・会議体で行うなどケースの軽重による報告頻度や報告確認方法を検討し、援助方針会議は所の方針決定にかかる協議に重点化して、十分な時間を確保できるように各会議の位置づけを再確認することを提案します。 ○ 援助方針の決定に際して「子どもの安全」は十分意識され、その観点での支援には目が向いているように感じましたが、安全以外の、子どもや家族の現状を踏まえた家族の課題に対する支援の議論が乏しいように感じるがありました。そのような事例が例外的なものなのか、ご検討ください。 ○ 既に業務過多の状況であることに加え、欠員の業務補完等で更なる業務が生じ、負の連鎖が生じていました。健康面配慮に加えて、児相組織としても人員配置について、継続的に主管課と一体となって人事担当部署に働きかけていくことが必要と思われます。

設置自治体	○ 職員数について、法定数配置では足りないことは、毎年休職者が複数出ることでも明らかです。休職者が出ると、その業務を他の職員が担い、さらにその職員の負担が大きくなり休職につながる悪循環が起きています。法定数配置は最低基準ですので、職員数の増員または例外的に行われている定員以上の職員配置を提案します。 ○ 児相業務全般を見直し、他の社会資源も活用しつつ、児相にしかできない業務に集中できる体制を作り、包括的な子ども家庭支援を推進する必要があります。例えば、前述のとおり各児相管内にフォスティング機関と児家センを整備すれば、里親の開拓と支援、在宅ケースと市町村への支援が充実すると同時に児相の負担が減ると考えます。 ○ 管内市町村や関係機関との連携強化を図り、市町村の支援体制の強化を組織的に目指す必要があると思われます。現在は市町村専任担当の福祉司は中央児相に一人のみであり、各児相支援担当を中心に要対協サポート講座をはじめ、市町村支援を担っておられますが、その役割の意義・必要性について再検討いただき、各児相への配置も期待します。 ○ 職場内での研修計画は充実していますが、合わせて SV 機能の強化が必要と考えます。職員 6～7 名に SV 1 人の配置では、臨機に対応や教育的支援に対する余裕が持てない状況が推察されることから、検証を提案します。
国	○ 職員の法定数配置では足りないことは、平塚児相で毎年休職が複数出ることでも明らかです。人口比や虐待対応件数に応じた配置基準の改善をお願いします。 ○ 国は参酌基準として福祉司 5 人に対して一人の SV と 2015 年度の政令で定めています。しかし虐待対応件数の高止まり、増加した福祉司の養成、在宅支援の強化による虐待予防など、10 年前の基準では SV 業務が十分にできていません。国としても参酌基準を見直し、福祉司 3 人に SV1 人の配置にすべきと考えます。 ○ 福祉司や SV 等への法定研修は実施されていますが、児相職員の資質向上のために、平塚児相など自治体が独自に行う階層研修や専門研修の実施についても、積極的な予算的支援が必要です。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 職員へのインタビューや施設・市町村へのアンケートから、組織としても職員個人も、子どもの権利を尊重する一貫した姿勢がうかがわれました。 ○ 子どもの権利ノート（以下、「権利ノート」とする）は年齢に合わせて学童版および幼児版と施設および里親向けに４種類作られ、子どもの理解力に応じて配布されています。 ○ 一時保護所（以下、「一保」とする）ではアドボケイト事業として月に２回「チームあどぼ」という第三者のアドボケーターが子どもの意見を聴取するなど、子どもが意見表明できる体制整備が進んでいます。 ○ 一時保護されている子どもについては、毎週の援助方針会議で経過報告をされており、その他ケースも、変化や疑問が出る都度、会議で諮られています。その中で「子どもの意向はどうなのか」というような質問も多くみられ、また福祉司の説明でも、子どもや家族の意向が伝えられるなど、児相全体で子どもの権利を意識した対応がされている様子がうかがえました。 ○ 上記のことも含め子どもの最善の利益を実現すべく、児童福祉審議会（以下、「児福審」とする）の権利擁護部会を活用されていました。法的対応についても積極的に検討する姿勢を持つことは、子どもの安心・安全を一義的に考える姿勢として評価できます。 【改善が必要な点】 ○ 子どもの意向聴取への取組みは充分意識されていましたが、最終的な子どもへのフィードバックをどのように行うか（行ったか）についての議論、決定がありませんでした。特に子どもの意向と異なる決定を児相が行う際には、子どもへのフィードバックを的確に行うように留意が必要であり、会議での検討は必須と考えます。 子どもの意見聴取の機会を保障するだけで子どもの意見表明権が充足されるわけでないこと、を意識することが重要です。意見表明権の保障により、子どもは充足感を得て、自己の存在意義を高めると考えられます。子どもの意見に対し、大人が真摯に考え、かつ的確に子どもにフィードバックするというプロセス・体験を経ることで、はじめて子どもは一人の人間として尊重された経験をえます。それが、子どもの人格形成に大きくプラスに寄与し、「自分が尊重された」という体験となります。そのため、子どもの意見をそのまま採用することは、単に子どもにその意見の責任を負わせるだけでは許されないということにも留意し、子どもから意見聴取することの意味について、児童相談所全体での再確認を提案します。 ○ 子どもへのアンケートでは、権利ノートを持っていない割合や自身の措置の理由を聞いていない割合、家族や今後のことについて教えてくれない、もしくは覚えていない割合が、それぞれ少なくとも３割以上ありました。特に措置理由については、児相での判断と子どもの認識が大きく食い違うことが散見されます。そのため年度当初に子どもに会う時に、①権利ノートの保持（持っていなければ再発行、現在の担当者名への書き換え）、措置理由について子どもの認識（違っていれば説明する）等を確認する、②家族の現状や今後の見通しを職員の方から説明する、③現在の生活での困りごとや不満を聞く、④子どもの今後の希望を聞き、その実現方法

を考える…等、面会時の職員対応の簡単なマニュアル作成を提案します。

○ 施設・里親アンケートでは、障がい児施設へ入所中の子どもへの権利ノートについての指摘がありました。子どもの理解力に応じた権利ノートの必要性について、検討されてはいかがでしょうか。

○ 児童相談システムの記載欄に子どもの意見を記録する欄を用意することで、自立支援計画に反映できる資料となります。検討されてはいかがでしょうか。

○ 子どもへの説明ツールは個別に作成して使用しているとのことでした。ある他自治体で実践されているように、説明資料のモデルをいくつか作成し、いつでも誰でも参考にできるような形で整備をすすめると、特に3年目以下の職員が多い中でのメリットは大きいと思われます。

○ 事例聴取や援助方針会議において、子どもの意向確認は丁寧に行われていましたが、他方で、安全面以外での、子どもと家族を取りまく現状の課題を多角的に捉えた検討が充分でないように感じることもありました。子どもの成長発達、学習の機会保障など、様々な権利を保障する観点からケース検討している様子をうかがうことができなかったように感じます。子どもの置かれている状況から、子どもの安全面だけではなく、それ以外の真のニーズへ目を向けることを意識していただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	B
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	A
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 精神科医は月 3 回、弁護士は週 3 時間の配置、保健師や現職の併任警察官の配置のほか、親子支援チーム、性的虐待対応チームなど、所内に課横断的な仕組みがあり、さまざまな切り口で支援を検討できる環境が整備されている点は評価できます。 ○ 28 条ケースの新規申立については、書類の作成から弁護士に代理人契約できるシステムが構築されており、福祉司の負担軽減が図られていました。 ○ 職員の多くは総合福祉職採用であるため職務へのモチベーションが高く、各分野での専門性が確保されたうえで個々のケースに取り組む意欲は高いと感じられます。その援助方針会議に弁護士が参加し、専門家の意見を取り入れる工夫も評価できます。 ○ 以前はファイルに紙で綴じ込まれていたさまざまな情報が、「児相システム」（心理アセスメントやスリーハウスなどの資料を含む）に集中され、担当職員だけでなく SV や一担当者がすべての情報の記録、検索、管理等を行うことができるシステムは全国的にも少なく、その完成度は高いと評価できます。 ○ SV 以外に経験豊富な職員を「SV 補佐」と位置づけ、職員の相談に乗ったり、OJT を行っています。これにより、職員の適切なケース対応、安心した職務遂行につながっています。結果、SV の負担減少にも結びついていることも評価できます。 ○ 内部研修体制が充実しており、専門性の向上につながっています。例えば新任職員に対しては早い時期に研修が準備され、基礎的な内容を学ぶ機会が用意されています。これにより、その後の業務への理解につながります。また福祉司任用前研修を新任職員研修と位置づけ、福祉司以外の新任児相職員も受講するようにしていることは良い取り組みです。職種による専門的な研修も必要ですが、児相の実務の中でチームとして動くことが求められるため、児相業務の全体像を深く知る必要があるからです。また、内部研修には参加しやすい雰囲気があり、その一つ、研修テーマ「虐待死を風化させないための取り組み」については、ぜひ継続的に取り上げていただきたいと考えます。 ○ サインズ・オブ・セーフティ、ファミリーグループカンファレンス、その他様々な当事者参画の考えに基づく手法を積極的に取り入れる姿勢は評価できます。 ○ 援助方針会議に Web 会議システムが併用され、必要なメンバーがそれぞれの執務場所から参加できる形式をとっており、保護所職員等が効率的に会議出席できるという点がよく工夫されています。また会議場に入りきれない職員も傍聴が可能のため、職員研修の機会としても活用されています。援助方針会議に Web 会議システムを導入している自治体は少なく、高く評価します。 ○ 里親委託のフローチャートを作成するなど、家庭養育の推進に関する業務改善の工夫も評価できます。 ○ 児相システムは法改正に合わせた細かな改修が行われており、大規模改修の計画も進められているとのこと

とでした。業務効率化について検討されているものとして、評価できます。

【改善が必要な点】

○ 前提として、「児相がかかわる以上、きちんと責任を果たそう」という意識の高さを感じました。この考えは職員に余裕がある場合は推奨されますが、平塚児相の現状においては組織的余裕がないように思われ、職員の摩耗が懸念されます。そのため「児相しかできない部分」を優先し、「児相でなくてもできる部分」は他の機関・社会資源を活用し、児相の職員体制の余裕を設けることについて、県全体で検討することを提案します。

○ 福祉司の配置人数は国が参酌基準として政令で定めていますが、平塚児相は基準に達していません。そして、この配置人数はあくまで最低基準であり、より良い支援のためには基準以上のさらなる増員が必要です。さらには直近数年間で複数の休職者が生じており、年度途中で臨時的任用職員での補完はされていますが、実務経験が乏しいため、充分とはいえません。職員の業務負担については他の部分で繰り返し述べていますが、県の人事担当部署は年度当初に「加配」として手厚い職員配置を行う必要があるとして、改善を期待します。

○ 支援担当がいわゆる面前 DV、泣き声通告などのうち数回の面接、助言等で終結できると思われる事案を中心的に引き受ける仕組みを作り、児相内での職員負担の軽減を図っている工夫は評価できますが、他の自治体では市町村に任せられるものは市町村に送致し、児相がより重症度の高いものに特化している組織もあります。面前 DV を県全体でどのような体制で対応するか、市町村と一緒に検討されてはいかがでしょうか。

○ 職員アンケートでは「職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている」の項目に、A よりも B・C の回答が多い結果でした。SV 一人当たりの担当する職員数が多く、職員が対応している個々のケースに、適切なタイミングで支援できる余裕が少ないように感じました。結果、経験年数の少ない職員に十分なケアができておらず、SV 体制のさらなる充実が必要であると考えます。

○ 個々のケースの支援状況や本人・保護者・関係機関の意向の変化は、組織としての確認や検討が必要なもの、そのほとんどを援助方針会議で実施しているように見えました。これにより 1 ケース当たりの検討時間が短くなり、報告のみでリスク検討や方針決定が充分でないケースも散見されました。すべてのケースにおける報告、確認、検討を SV レベル、課長レベル、所長レベル（援助方針会議）のどのレベルで行うのかについて、検討を提案します。

○ 一保が常時定員超過のため、本来一時保護が必要な事案で、一時保護ができていない可能性があります。また管内市町村は、いずれもショートステイ事業を実施していないため、レスパイト的な親子分離にも一時保護が使われ、定員超過に拍車がかかっていると推測します。そのための一保の新設、または県が音頭を取りショートステイ事業の設置促進を図るなどの改善を期待します。

○ メンタルフレンドや在宅重症心身障害児者の訪問事業など、児相によってさまざまな事業が実施されています。個々の事業は重要なもので継続すべきと思いますが、職員の保有ケースに鑑みると在宅支援に手があまりかけられない状態と推測されます。その担い手について、外部委託を含めてご検討いただきたいと思います。

また療育手帳の判定業務に正規職員の心理司が従事しています。新人養成の面での必要性もありますが、多様な相談への支援が求められる心理司への負担が過大になっていないか不安を感じました。療育手帳判定への関与の程度を含め、心理司の職務範囲についての検討を提案します。

○ 全国的な傾向でもあります。職員数の増加に伴い執務室が狭隘です。今後の展開によっては、さらなる職員の増員も見込まれるため、職場環境改善の早期検討を提案します。

○ 中途退職者、休職者が一定数継続していることから、職員のメンタルヘルスについて配慮し、「孤立」「挫折」「燃え尽き」などが生じないよう職場環境に注意が必要と考えます。業務量の増加による疲弊を招き、さらに休職者が生ずる「負」の連鎖に陥らないよう、体制の構築について再検討していただきたいと思います。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	B
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	S
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○（緊急）受理会議は適切な課、職員が関与し開催され、必要な情報が足りていない場合には情報の再取得をし、主訴を定め介入方針・介入方法を検討する等、適切に行われています。 ○ 援助方針会議には所長・課長・SV 以外に、ケースを提出する課に属する職員が出席し、援助方針会議が研修の場としての役割も担っています。また個々の事例担当者がプレゼンテーションを行います。なお、受審当日は、保護所の勤務体制の都合で通常とは異なり、一時保護所の SV がリモートで Web 会議に参加されていました。子どもに直接かかわる担当者が自ら情報を提供し判断を述べる仕組みは、全国のモデルになると評価できます。 ○ ジェノグラムが児相システム上に保管され、援助方針会議に提出される資料にはそれを添付して、家族の全体像を把握したうえで検討が行われている点は評価できます。 ○ ケース移管が必要になった場合、相手先の児相だけでなく平塚管内の市町村および相手先の市町村にも同席を求め、4 者による対面での引継ぎに努めていました。移管先でも最初から市町村と児相が共通認識のもと支援できるような体制を要請する対応は高く評価できます。 ○ 支援中の全ケースについては年 3 回見直しを行っており、ケース進行が滞らないよう適正に管理されていました。 【改善が必要な点】 ○ 援助方針会議では、「経過報告のケース」と「本人・保護者・関係機関の意向の変化や保護の解除、指導の開始など、節目を迎えるケース」等が混在し、1 回の会議につき 200 件を超える件数の検討をされていました。その結果、特に節目を迎えるケースについては 1 ケース当たりの検討時間が短いだけでなく、①ケースの課題は何か、②どのような家族像・子どもの将来像を目指すか、③そのために現時点でどのような支援が必要か、④その中での児相の役割というアセスメントやプランニング、についてケース内容に応じた十分な検討を尽くされていないように感じました。すべてのケースにおける報告、確認、検討を SV レベル、課長レベル、所長レベル（援助方針会議）のどのレベルで行うのかといった視点を含め、会議の進め方については検討していただきたいと思います。 ○ なお節目を迎えるケースの検討は現在と同様に OJT の場として位置づけ、可能な限り多くの職員が参加することで、真のニーズをとらえる目を養い、支援の見通しをつくる方法を学ぶ機会の維持が望まれます。 ○ 援助方針会議では、子どもや保護者、施設や市町村、関係機関の意向が口頭で説明されています。しかし今年度より子どもの意向聴取措置が義務化されているため、援助方針会議のシステムで子どもの意向が表示されるような改修が必要と考えます。ただし、システム改修には時間がかかりますので、プレゼン結果の記録において、子ども・保護者の意向をシステム内で明記するような運用をされてはいかがでしょうか。

○全国的にも児相が主担当ケースの在宅支援状況に対しては市町村の不満が多い現状がありますが、今回の市町村アンケートでも同様の結果でした。児相としてはいいいに市町村との情報共有に努めておられると思いますが、両者の意見に齟齬が見られました。なぜこのような意見の違いが生まれたのか、検討が必要と思われます。

○ 児相システムでは入力文字数が制限されており、援助方針会議で出た良い意見・アイデアなどが、記録として残せていないケースが懸念されます。この点については、急ぎ改修が必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	B
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	B
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	B
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	B
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	B
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	S
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 担当が替わった委託児等については、年度当初に子どもに会うようにしています。また全ての委託児等に月 1 回面会するよう努めていることは評価できます。 ○ 委託児等の家庭復帰に際して、市町村や所属予定機関等と個別ケース検討会議を原則開催し、家庭復帰後の支援ネットワークについて事前準備が行われています。また家庭復帰後も必要な協議を随時行い、計画的にフォローアップが行われています。 ○ 委託児等の家庭復帰を目的とした組織横断の親子支援チームがあり、在宅ケースにおける親子関係支援等福祉司等への助言や、例外的に親子支援チームがかかわるなどの支援が行われていることは評価できます。 ○ ヒアリングした事例では、里親からの意見を踏まえて委託先変更を検討されており、措置先の意見も積極的に取り入れた対応ができていていると思われます。 ○ 「家庭養育優先原則」に基づく里親等への委託を推進しつつ、子どもの最善の利益を主眼として、里親委託よりも施設入所の方が望ましいと判断されるケースについては施設入所を検討するなど、子どもの状況に応じた措置先の選択を行っている点は評価できます。 【改善が必要な点】 ○ 大都市圏全体の課題ではありますが、社会的養護を必要とする子どもの数に対して入所可能な施設が不足しており、その子どもの希望や特性に合った養育場所が確保されていません。その結果、一時保護の長期化など子どもの負担が大きくなっている現状があります。ただし、全国的にみると児童養護施設への入所者は減少傾向にあり、その要因の一つは、困難を抱える家族を早期に支援することで親子分離せずに在宅生活の継続を図ることができていると考えられています。県として、市町村での在宅支援をさらに強化し、社会的養護を必要とする子どもの減少を目指していただきたいと思います。 ○ 委託児等を担当するのは地区担当の支援課福祉司および相談課障害担当福祉司ですが、支援課は在宅の虐待リスクの高い家庭と委託児の両方への支援を担っているため、①委託児等への対応が遅くなる、②両立を目指して職員の負担が増える、という 2 つの課題が考えられます。児相内の組織については今までも検討されているものと推察しますが、改善点がないか、ご検討いただきたいと思います。 ○ 平塚児相としては里親や施設（以下、「里親等」とする）に対して、できるだけ要望に応えようと努力される様子が見えましたが、里親等へのアンケートでは一定数の不満もみられました。在宅と委託児等の両方の支援を担当することで、「委託・入所中の家族への支援が行われ、家庭復帰がスムーズになる」というメリットと、「委託児等への対応がどうしても後回しになり、里親等からの要請に迅速に対応できない」というデメリットのバランスについて、再度検討が必要かもしれません。 ○ 援助方針の見直しは適時に児相内で行われているようですが、里親等へのアンケートでは「そのようなものは知

らない」と、見直しの結果が伝わっていないように思われます。この伝達の点について、ルールを再確認していただきたいと思います。

○ 里親のアンケートでは、委託される子どもの情報が不足し、委託当初の情報がなかなか刷新されず、また必要な情報についても十分共有されていないとの思いが伝えられており、里親支援に脆弱さを感じます。また困難ケースの支援に対する助言が少ないため苦勞することが多く、「なかなか対応してくれなかった」などの指摘もありました。子どもの発達特性などは分かりやすく伝達するなど、対応改善の検討を提案します。

○ 個別事例の聴き取りによる評価となりますが、ケース支援において子どもの安全の確保に判断の重点が置かれ、子どもの福祉の観点から措置解除が適当であるかという検討が不十分なように感じました。リスクアセスメントシートに従った家庭復帰の検討のみでなく、家庭復帰後に子どもが直面する可能性のある課題についても検討が必要かと思っています。

○ 子どもへの情報伝達においては、子どもの発達状況と伝達時の環境、および子どもの心情が影響します。情報伝達時には子どもが情報を正しく受け取れるよう考慮し、またネガティブな意見に対しては原因や理由を十分に感じ取るよう意識するなど、対応方法を検討されると良いかと思っています。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	B
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	B
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	B
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	B
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 常勤の里親担当福祉司 2 名と会計年度職員の里親対応専門員 1 名で里親推進のための専門支援チームが構成され、里親支援を行っています。また管内施設とも協力して里親支援を行っている点は評価できます。 ○ 一時保護所の定員超過解消も目的の一つですが、里親への一時保護委託を積極的に行っています。その結果、未委託里親の不満解消や養育経験のない里親の養育訓練も推進することができ、今後も里親支援をしっかりと行うことを条件に、積極的な推進が求められます。 ○ 里親委託している子どもの状況については毎年 1 回の養育調査と自立支援計画書の策定を行っており、訪問時に話題に出ない里子・里親の心情や状況の確認が行われていました。 【改善が必要な点】 ○ 里親からすれば児相は委託機関であり、里親は一般には「児相からの評価が低いと委託が終了される」と考えます。その結果、里親は児相に愚痴や不安を伝えられなくなるのではないかとされており、この構造的な課題の解決策の一つとして考えられたのがフォスティング機関です。フォスティング業務の一部を委託する家庭養育支援センターと里親センターひこばえが県内 6 つの施設に設置されています。家庭養育を推進するためには、各児相管内に 1 か所里親支援センターを設置することについてもご検討ください。 ○ 特別養子縁組後に支援を求めるかどうかは、養子縁組をした親の意向によります。しかし現在の職員の対応ケースの多さに鑑みると、支援を求められても対応できない確率が高いと思われ、フォスティング機関の活用をご検討ください。 ○ 平塚児相では、新生児はリスクが高いため里親委託よりも乳児院が優先的に選択されているようです。しかし、全国的には新生児の里親委託も増加しており、特に特別養子縁組里親への新生児委託は愛着形成の面で有効と考えられています。新生児の措置先のそれぞれのメリット・デメリットについて、ご検討ください。 ○ 養子縁組が増加していない点については、実親の元への家庭復帰が見込まれるため利用が少ないのか、児相から養子縁組という選択肢の提示をしていないのかといった確認を行う必要があります。特別養子縁組に限らず、普通養子縁組、親族里親、その他の方法で、子どものパーマネンシーの実現をどのように図るのか、全県的に検討することを提案します。

＜各評価項目の評価＞

項目	評価項目	評価結果
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	B
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	A
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	B

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価すべき点】 ○ 保護者も参加した「合同ミーティング」を積極的に開催し、保護者の意向を確認しつつ取り組まれています。 ○ 家族支援の場面では、他の係の福祉司が助言や支援を求めるなど、親子支援チームが在宅家族への支援にかかわることがある点は評価できます。 ○ 家庭訪問など積極的な働きかけを行い、難しいケースに対しても継続して関わる姿勢を持ち続けていました。 ○ 保護者との関係構築については、保護者と一緒にジェノグラムや支援策を作成する取り組みなど、保護者が家族関係を視覚的に理解でき、混乱した世帯でも家族関係をつなげている点はとても評価できます。 【改善が必要な点】 ○ 平塚児相には「親子支援チーム」がありますが、施設入所・里親委託中の子どもの家庭復帰を中心に関わっていますが、在宅ケースへの支援は十分ではありません。現在の職員の業務量を考えれば仕方がないものと思いますが、2022 年の児童福祉法改正で、市町村でのペアレントトレーニングがこども家庭庁で予算化されています。県として、市町村がこの事業に取り組むよう勧奨を行ってはいかがでしょうか。 ○ 一時保護や措置入所・委託の受け入れ先にゆとりがない状況にあって、在宅支援を安心安全に進めることの重要性から、さらに積極的な在宅家庭への支援を行うための人員の充実が望まれます。 ○ リスクの高いケースへの頻繁な家庭訪問が行われていましたが、職員の負担増についての検討は充分にされていないように思われます。たとえば市町村と隔回で訪問することなどは一部では行われているようですが、市町村のかかわりを確保すると同時に職員の負担軽減について積極的な取り組みを期待します。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 市町村アンケートからは市区町村の相談等に迅速に対応している姿勢がうかがわれ、評価できます。 ○ 市町村とのケースすり合わせ会議を月 1 回実施するなど、地域での支援が必要なケースに対しては要対協調整機関との連携を密にしています。また市町村職員に対して、年 6 回の「家庭児童福祉」に関する研修を行い、市町村職員のレベルアップを図る取り組みを進めています。児相職員と市町村職員、双方の力量の向上をめざすための協働は今後においても大切な取り組みです。 ○ 現職の派遣警察官が配置されており、警察署との相互理解や対応ノウハウの共有などが図られ、好ましい結果が得られています。 ○ 全国的に児福審では里親認定だけを行っている自治体が多いなか、県の「児福審権利擁護部会」が毎月 1 回開催されている点や、28 条ケースや親権者不在で措置する場合・子どもや保護者と児相の意向が対立する場合・親権者の意向が確認できない場合等に平塚児相から月に 1～4 件程度提出され、児福審で審議されている点は評価できます。 【改善が必要な点】 ○ 市町村へのアンケートでは、対応の良さを評価した意見がある一方、連絡した時に不在が多いことや返信・対応の遅さ、支援方針の共有の不十分さ等に関する意見もあります。職員は大量のケースを抱えて精一杯対応している状況でしたが、実際には市町村との信頼関係を崩しかねない状態であり、現状打開を検討する必要があります。そのためには、例えば、現在、中央児相にひとり配置されている「市町村支援児童福祉司」に、各児相で実施している市町村や要対協向け研修の企画や実施の主導を任せるなどの改善案を提案します。 ○ ネットワーク会議を繰り返し開催しているケースもある一方で、「市町村がもともと持っていたケースではないため、ネットワーク会議にかけず児相単独で行っている」という状況もヒアリングしました。子どもと家族の受ける支援内容などを第一にアセスメントして、市町村への情報提供や送致を積極的に進めることを提案します。 ○ 児福審の活用については、児相として援助方針を苦慮しているケースに関する「意見聴取」を求めるといった活用も検討していただければ、児相の援助方針の後ろ盾や精神的負担軽減を得ることができ、さらに良いと考えます。 ○ 市町村との連携については、市町村が実施する子育て支援に関する各種サービス利用を前提とした在宅支援体制構築の検討が十分でない状況がありました。事例の聴き取りや援助方針会議の中で、市町村が保有するサービスを利用しながらの具体的な支援体制構築の報告はなく、また、管理職からも、具体的なサービスを提示し、検討を促す場面がありませんでした。このような観点でのアプローチが脆弱である可能性があり、援助方針検討の過程で市町村サービスや他機関社会資源等の活用を十分に検討する等の改善をすすめてください。

○ 平塚児相では年間およそ 1400 件の虐待相談を受け、その多くを児童相談所で処理し、市町村への送致は 22 件とわずかな状況となっています。市町村との役割分担を今一度整理し、児童相談所は重度のケース対応に重点化して、リスクは少ないが継続的な支援が必要なケースは市町村の要対協での支援に切り替える方針も視野に入れることを提案します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	B
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	B
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	A

一時保護部門

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する

第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で神奈川県平塚児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価項目 J-Oschis2024 年度版」を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

総評

(2024 年 7 月 10 日～11 日 実地調査実施分)

総 評

【評価すべき点】

○ 神奈川県平塚児童相談所の一時保護所（以下、「平塚一保」とする）は、おだやかな雰囲気の中で、子ども達はのびのびと生活していました。その背景として、職員同士の風通しの良さとお互いを尊重する関係性が垣間見られ、その結果、職員の子どもへの声掛けが丁寧になり、子ども達の居心地の良さにつながっていると思われました。

○ 一人ひとりの職員の子どもへの深い思いと真摯な態度、そして職員の皆さんが一体となったチームワークによって、日々の一時保護業務に取り組んでおられます。そして子どもの安全・安心に向けてのかかわりは、子どもの福祉にとって揺らがない実践であり、平塚一保の最大の強み、特徴といえます。

○ 子ども同士の意見交換や議論の場である「児童会」も充実していると思います。全国的には児童会（こども会議）を実施していない一時保護所も多く、開催されていても、その内容は「ルールをどう守るか」というような職員からの押し付けも目に付きます。しかし平塚一保では、子どもの希望や困りごとを話し合い、その解決策を「みんなの安心につながるために」というタイトルでホワイトボードにまとめていました。自分の発言がホワイトボードに記載されることで自己肯定感が高まり、自分とは異なる意見も受け入れられていくと思われました。

○ 子どもが給食調理員さん宛に自由にメッセージを書き込む「ふれあいノート」が食堂に置かれており、それを調理員さんが確認し、良いコミュニケーションが行われていました。

○ 一時保護所職員で構成された養護課会議が毎週開かれ、そこで職員が積極的に発言し、いろいろな課題に対して試行しながら改善を探っている姿が印象的でした。この取り組みは、職員のモチベーションアップにも有効と思われる。

○ 神奈川県では、福祉職採用者に対して、最初の 10～15 年に複数の職場を経験させ、幅広い視野を養い、その後はプロフェッショナルの専門職として、力を発揮できるようにするという人材育成プランを実施し、人事異動が計画的に行われています。これは、子ども家庭福祉全般への理解を促すとともに、一時保護所での勤務経験は子どもの真の様子、実態に触れる貴重な体験であり、後にソーシャルワーク等の担当になっても役立つことと評価できます。

【改善が必要な点】

○ 一番の課題は、定員の超過です。定員超過は大都市圏の一時保護所でよくみられる現象ですが、平塚一保では設備面で大きな問題が起こっています。まず定員 25 名を想定して準備されている調理器具で、多いときは 40 名近い子どもの食事を作っています。その結果、「おかわり」を希望しても食材が準備できない関係で、食べ盛りの子ども達からは「ご飯やおかずが少ない」という声が出ています。加えて、食堂に子どもが入りきらず、隣接する学習室を使うなど分散して食事をしています。学習時間には学齢児が学習室にも入りきらず、食堂やリビング、居室で学習している状態でした。さらに居室を 3 人で使う子どもも多く、子どもがイライラする原因にもなっています。

○ この定員超過の状態は子どもの安全、安心を脅かすだけでなく、時には重大な事故を招きかねないと危惧されます。現状は職員の工夫や努力によって対応されていますが、根本的な解決を図るべきと考えます。今後もこのような定員超過の状態や、更なる一時保護児の増加が予想されるため、一時保護所の在り方を神奈川県として模

索し、早急に改善を検討する段階にあると考えます。

○ 夜間勤務は常勤 2 人、夜間指導員 3 人の計 5 人の宿直体制で担われており、人数については適切であると考えますが、記録作成の業務以外に、上記のように子どもが多いことに起因するトラブルや警察からの身柄付通告等、子どもの衣服の洗濯と個人ごとの梱包など、職員は十分に休息することができない状態が伺われます。現在、実態把握を進めているようですが、宿直から夜勤体制への変更が必要であると思います。

○ 子どもの権利擁護の面も課題です。昨年度に改正された一時保護ガイドラインに照らし合わせれば、一時保護所運営や子ども達への対応について抜本的な転換が必要です。例えば、私物も持ち込みは「例外的に認める」から「原則自由で、例外的な場合は制限するが、子どもにその理由を説明し納得を得る」ことに変える必要があるのではないのでしょうか。

○ さらに、一時保護所入所理由について「子どもに説明し理解を得ている」と多くの職員が答えていますが、子どもアンケートでは 3 割近い子どもが「（入所理由を）説明されなかった」「説明されたが、わからなかった」と回答しています。丁寧な説明を心がけて実践されているにもかかわらず、入所当初の子どもは不安定であり混乱していることが関連し、このような差違が生じたものと推察されます。また一時保護中の子どもの「今後の見通しの説明と理解」についても同様の結果でした。このようなことから、子どもには適宜繰り返して説明するとともに、理解の程度を確認し、納得が得られるような更なる実践を期待します。

○ 平塚一保では様々な研修が実施され、専門性の向上を目指しておられますが、次の 3 点に改善の余地があります。

- ①トラウマ・インフォームド・ケア（一時保護されたすべての子どもがトラウマを抱えているという前提で、組織としてケアに取り組む）の理解については一部の職員に限られており、雇用形態にかかわらず全ての職員を対象とした取り組みが必要です。
- ②新人職員は半日程度の研修や先輩職員によるメンターの配置等の配慮、加えて日常では個別に先輩職員に対応策を聞くなど OJT で知識や技術を習得していました。しかし一時保護所の特殊性からは、トラウマの知識や多様な課題を抱えた子ども達への対応方法などについて、職務につく当初の基礎研修と、ある程度業務に慣れた後のステップアップ研修の 2 つに重点的に取り組む必要があると考えます。
- ③会計年度職員など非常勤職員への研修が、正規職員に比べて不十分と思われます。非常勤職員も正規職員と同様に日常的に子ども達に接しているため、職員と同等の研修機会の提供と受講が必要と思われました。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○ 子どもとの関係性が良好であり、職員の子どもへの声掛けやかかわり方は、一人ひとりを大切にしていると感じました。 ○ 職員の個々の努力とともに、職員同士の関係性も良好であり、お互いがサポートしあっていることはとても良いと思います。今ある職員間の円滑なコミュニケーションの維持と、更なる促進を期待します。 ○ 今、児童相談所一時保護所はその在り方や運営について大きな転換期を迎えています。そのため、①一時保護ガイドライン、②一時保護施設の設備及び運営に関する基準、③子どもの権利擁護スタートアップマニュアル、この 3 つは全ての職員において必読です。そして、これらを踏まえて子どもの権利擁護のために必要最低限のことを理解したうえで、業務に取り組んでいただきたいと思います。
児童相談所 (一時保護所)	○ 大幅な定員超過下にあっても、個々の職員の努力と組織としての取り組みの結果、「子どもの最善の利益」を考慮する、すばらしいチームになっていました。 ○ 一時保護所のルール等に関する子どもの意見聴取の取り組みは、しっかり確立されていると感じました。児童会などの仕組みだけでなく、生活の中でも子どもの意見を聴こうとしている姿勢は評価できます。 ○ ただし、現状の意見聴取の仕組みにはバージョンアップが必要です。しかし、今でも定員超過による職員のハードワークが懸念されており、職員の努力に依存する体制では、維持・向上は期待できません。 ○ そもそも家庭で傷つき、たどり着いてきた場所である一時保護所は、子どもたちにとって心安らぐ楽しい場所であってほしいと思います。 ○ そのための努力はされていますが、新しい一時保護ガイドラインに則り、現状の子ども達の権利制限についての改善が早急に必要です。例えば、居室での備品（漫画や DVD デッキ等）の利用ルールや、私物（ぬいぐるみや写真、衣服等）の自宅からの持ち込み禁止等は直ぐに見直しが必要と思われます。その際には「ルールが必要な理由」ではなく、「どうすれば可能か」を軸に考えていただきたいと思います。 ○ さらに、子どもの権利擁護についての理念や基本方針の理解、周知はやや不十分との印象を受けました。例えば「一時保護所のしおり」は、その点で不十分であり、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法（以下、「法改正」とする）に併せた内容の見直しや年齢別の「一時保護所のしおり」の改訂を検討されてはいかがでしょうか。また子どもの権利についての研修を、非常勤職員を含めた一時保護所職員全員に徹底していただく必要があると感じます。 ○ また、援助方針会議に課長や SV 以外の一時保護所職員が交代で出席することで、相談部門が担う個々のケースのソーシャルワークを知り、一時保護所でのケアワークが深みのある個別援助となることが期待されます。

児童相談所 (一時保護所)	○ 新人育成としてメンター制度が導入されていますが、ローテーション勤務のためにメンターとメンティが会する機会が乏しく、上手く機能していないように思われます。さらに研修の種類や回数は十分に提供されていますが、必要性や優先度の観点からは、研修内容や開催時期について見直しが望まれます。また雇用形態にかかわらず全ての職員に研修機会の提供も必要であり、研修体系について再検討していただきたいと思います。
設置自治体	○ 一時保護所職員のほとんどが福祉専門職であり、神奈川県では職員採用や研修等による人材育成や対応の質の向上を図っている点は評価できます。 ○ 一方、恒常的な定員超過は、ハード・ソフトの両面においてさまざまな不適切な生活を子どもに強いており、改善が急務です。 ○ 神奈川県（本庁）は、定員超過状態について「子どもの安全で自分らしく生きる権利が侵害されている状態である」という危機意識が十分ではないか、もしくは意識を持っていても改善の目途が立てられていないのではないかという懸念を持ちました。県としては、「子ども達や現場の職員に負担を押し付けている」という認識を持って、早急な対応が必要と思われます。 ○ そのためには、「①もう 1 カ所一時保護所を設ける、②児童福祉施設に一時保護専用施設を設置する、③里親を早急に増やし一時保護委託を促進する」等、予算配分等も含めて、子どもの権利保障と、長期的な見通しを踏まえた抜本的な取り組みが必要です。 ○ 現在、臨時の一時保護所を設けることが検討されているようですが、このことは一時保護部門だけではなく相談部門からの職員の派遣等の負担が予想されます。そうならないようにするためには、新たな人員配置が必要と思われます。 ○ 機器や設備については平塚一保の定員を前提として設置されているため、現状は職員の努力で何とか凌ぐことができていますが、不便さや効率の悪さが多々ありました。上記の取り組みによって定員に収まるまで、ハード面での改善が必要です。 ○ また現在の職員の勤務実態から、夜間において職員は十分な休憩が取れていない様子が伺えましたので、宿直体制よりも夜勤が適切であると考えます。
国	○ 児童福祉司の法定研修と同様のレベルで、一時保護所職員に特化した研修や研修プログラムの提供が求められます。

第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 定員超過による過酷な職場環境にあっても職員の表情は明るく、相互の関係性も良好と感じました。新任職員から先輩職員への信頼感も厚く、チーム一体となって雰囲気の良い養育環境を整えています。それを裏付けるように、子どもたちの職員に対する接し方に信頼感や安心感がうかがえました。 ○ 例えば子どもへのアンケートでも、「ここでの生活で、職員の人大切にされていると感じることはありますか」という質問に、78.6%の子どもが「よくある」「少しある」と答えており、「この職員や児童相談所の人で、あなたの話をよく聞いてくれる人はいますか」という質問には、78.6%の子どもが「いる」と答えています。子どもの話を聞くことが子どもの満足度向上に有効なことが示唆されます。 ○ また平塚一保の課題等を踏まえた理念や基本方針が策定されており、子どもの安全・安心を第一義的に位置づけています。これらの基本方針は平塚児童相談所全体の年度運営計画に明文化され、職員の共通認識となるよう努められていました。 ○ さらに毎週開催される児童会では、子どもが司会を務め、発言内容がホワイトボードに記載され、発言が肯定されると同時に対応策を子ども達自身が考えるなど、すばらしい実践をされていました。例えば備品を買い足すときに、子どもたちがこの児童会でリクエストをされるとのことでした。こうした取り組みは、自己肯定感が低下した子ども達に「(自分の)意見が尊重された」「意見を言えば変えることができる」ことを体験させる機会であり、高く評価できます。 ○ 加えて個別支援に関しては、個々の子どもから出てきた意見に対して、その都度でいいに向き合っている様子が伺えました。画一的な対応ではなく、子どもの特性や年齢に応じて柔軟なルール作りをしていることは、とても良いと思います。 ○ 例えば、レスパイトとして1週間保護している子どもの居室には退所日までのカレンダーが掲示されていました。また、通信制高校に在籍している子どもは授業に必要なタブレットが使用できるなど、子どもに合わせた対応をしており、すばらしい取り組みであると思います。ただし、この2名とも個室で生活しており、他の多くの子どもは相部屋な現状で、すべての子どもに個別支援が十分に行われているかについては確認できませんでした。 ○ また、食堂内に設置された「ふれあいノート」も注目すべき実践であり、これは子どもたちと調理師・栄養士との交換日記のようなツールでした。この取り組みは、法改正以降、各自治体が用意した「制度」としての子どもの意見尊重ではなく、以前より現場から自然発生的に生まれたコミュニケーションの一つであろうと感じました。こうした取り組みこそ、本来の「子どもの意見尊重」と考えます。ぜひ、さらに発展、活用されることを期待します。 【改善が必要な点】 ○ 一方で、組織としての考え方や価値観がアップデートされていないと感じる部分もありました。事務室内には、基本理念として「子どもの安全安心の確保」が掲げられていましたが、この「安心・安全」は、時に、子どもにルールや制約を課すための根拠ともなりうるため注意が必要です。実際に、「一時保護所のしおり」には、入所

中の子どもに向けたメッセージとして、「安心・安全」のために「守ってほしい約束」を挙げており、やや違和感を覚えました。一時保護所にやってくる子どもたちの多くは、すでに権利を侵害され、「安心・安全」を脅かされています。傷ついた子どもたちがようやくたどりついた支援の入り口である一時保護所では、「安心・安全」は大人たちがしっかり確保して提供するものであり、子どもの側に求めるものではありません。入所に際して「約束事」を伝える必要はあると思いますが、その伝え方や伝える時期にはもう少し工夫が必要ではないかと感じました。

○ また「一時保護所のしおり」が2歳から17歳までの子ども達が皆同じ内容という点についても、見直す必要があると思われます。冒頭で「子どもの権利」の説明をされていますが、形式的な説明との印象が拭えません。とりわけ、幼児や小学生にとって、この説明でどこまで理解しているか、懸念が残ります。例えば、低年齢の子らに対しては、「権利」の内容説明以前に、「あなたはたった一人のかけがえのない存在」「あなたの気持ちを教えてね」といったメッセージを伝えること、それが真の権利教育であると考えます。そのためにも、「一時保護所のしおり」は、子どもの年齢によって、複数のパターンを用意し、内容を変えることを提案します。

○ さらに子どもの権利については、入所時のオリエンテーション段階で分かりやすく説明するだけでなく、繰り返し、適宜行う必要があります。しかし職員の自己評価では、夜間指導員の多くは説明実施の有無や権利ノートの内容等について知らない結果でした。入所時の説明は職員の役割であっても、日々の子どもの言動から子どもの理解を判断することは非常勤職員にも必要です。

○ そのため、子どもたちに「子どもの権利」を正しくかつ分かりやすく伝えるため、非常勤職員を含む一時保護所のすべての職員を対象に、子どもの権利に関する研修が必要と思います。具体的には、法改正や一時保護ガイドラインで示された子どもの権利擁護の考え方と、日常的な生活場面での子どもの権利擁護を踏まえた職員の対応についての2つは必須と思われます。

○ 子どもの意見表明支援については、【評価すべき点】で示したように生活に即した素晴らしい取り組みが構築されている一方で、やや形骸化が懸念される対応もありました。例えば、あるユニットでは意見箱が設置され用紙も備えられています。鉛筆等の筆記具は職員に申し出て貸してもらわなければならない、匿名性が担保されて自由に投稿できるようになっていません。本来は意見箱にいつでも自由に意見が書けることが必要ですが、それが難しいのであれば、例えば、夕食後の日記記入時に意見箱の用紙を配布し、記入しなかった子どもも含めて全員がその用紙を意見箱に入れることで、意見箱への意見が急激に増加した一時保護所の例が参考になると思います。

○ 通信・面会の制限については、子どもに対して丁寧に繰り返し説明されているようですが、今回の現地調査では、その説明に納得できず不満を抱く子どもにも出会いました。さらに職員の自己評価では、通信・面会の制限の状況があるということを知らない職員が、回答しなかった職員と「一部できていない」と回答した職員を含めて4割近く居られました。子どもの人権に関わる制限であるため、職員全ての共通認識が必要です。

○ さらに、生活上のルールについても、時代に合わせて見直しが求められています。例えば、現在は、自室内に漫画やDVDデッキといった娯楽物の持ち込みが原則禁止とのことですが、特に自室で静かに過ごしたい高齢子どもにとっては、辛いルールであろうと感じます。制限を解除することはできないかご検討いただきたいと思います。子ども個々の状況に合わせて制限が必要な場合には、子どもと話し合い、納得を得ることが必要だと思われます。

○ また、私物の持ち込みについても、再検討を望みます。現状は、「原則持ち込み禁止、特別な理由があれば例外的に持ち込み可」とのことでした。しかし「一時保護所ガイドライン」（23 頁）や「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（12 条）には、「私物持ち込みは原則自由とすべき」と明記されています。早くから子ども本位の養育環境づくりに取り組んでこられた平塚一保だからこそ、他の自治体に先駆けて原則と例外が逆転している現状を積極的に改革されることを期待します。

○ 被措置児童虐待防止に向けた取り組みは、現状では職員らの熱意と努力に大きく頼っている印象を受けます。事案が発生してから対応ではなく、年に 1 回以上の定期的な研修の実施が求められます。

○ 性的マイノリティへの対応は、個別の申し出があった場合には行われていました。しかし各種の調査では、性的マイノリティは人口の 5～7%であるとも言われています。その多くは性的マイノリティであることの告知をしていません。入浴については学齢児以降は一人で入るために苦痛はないと思われますが、居室はほとんどが相部屋です。今後は「性的マイノリティの子どもがいる」という前提での配慮が求められます。

○ なおヒアリングした子どもの一人は 2 回目の一時保護でしたが、「一時保護所のしおり」について尋ねると、その存在や説明を受けたことを答えられませんでした。2 回目ということで、それらの説明が省略、簡略になっているのではないかと危惧されます。一時保護所内の権利やルールについては繰り返しの説明が必要です。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A
No.2	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.3	子どもの意見等が受け止められ、活かされる場所になっているか	S
No.4	意見表明支援員の仕組みがあるか	A
No.5	子どもから聴取した意見等に対してフィードバックしているか	A
No.6	一時保護の開始にあたり、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.7	一時保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、子どもの意向を十分聞いているか	A
No.8	一時保護の解除について、子どもに対して適切に説明しているか	A
No.9	行動制限や、家族以外の人との通信・面会に関する制限は適切に行われているか	B
No.10	個別支援は適切に行われているか	A
No.11	個別対応は適切に行われているか	A
No.12	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していない	B
No.13	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	B
No.14	暴力・暴言・いじめ・差別的な発言など、子ども同士での権利侵害の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.15	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.16	性的マイノリティの子どもがいることを前提とした生活環境や関わりなどの準備をしているか	B

No.17	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	S
No.18	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.19	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 一時保護部門の管理者（養護課長）は総務・相談部門の事務室と一時保護部門の事務室を頻繁に往き来されており、相談部門と一時保護所の連絡調整の円滑な所内連携の要となっております。 ○ SV 専門福祉司のスーパーバイズのもとにリーダー職員が自らの役割を踏まえて、職員の指導や支援を実施されています。 ○ 一時保護所がチームとして機能するためには、職員間の十分で円滑なコミュニケーションが不可欠です。平塚一保では上司と部下、先輩と後輩などのあらゆる職員間において、一方向の指示命令でない相互の率直な意見交換が行われており、一時保護所スタッフ間の一体感が感じられました。 ○ 例えば、朝の勤務引き継ぎに関してはユニットごとのスタンディングミーティングによって子どもの具体的な様子や留意事項が簡潔明瞭に伝えられており、時間短縮の工夫が図られています。 ○ また個々の子どもの状況を職員同士で確認し合い（アセスメント）、対応方法の検討（プランニング）が職員室内の立ち話で頻繁に行われているのは、とてもすばらしい取り組みです。ただし、それが個々の職員の意欲や努力に依存しているように思われ、若干の不安を持ちました。 【改善が必要な点】 ○ 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」は現存施設の設備面については適用されませんが、新基準との乖離があまりにも大きく、子ども達への負担が大きい状態でした。早急な改善が必要です。 ○ 職員配置や、既存施設としての設備については「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」を充たしているものの、25 人の定員に対して入所中の子どもが 35 人を超える日も多く、慢性的な定員超過の状態になっています。その結果、居室の個室確保が困難になり、学齢児の 2～3 人部屋が常態化しています。さらに居室だけではなく、居間、学習室、食堂等は手狭な様子がうかがえ、ゆとりある状態とは言いがたく、子ども達の日々の暮らしに支障が生じています。 ○ 例えば 25 人定員で準備された調理器具や什器などの生活器材の使用に際して、慢性的な定員超過のため効率の悪さや、作業所要時間が長くなるなどの様々な不便が生じています。これらの状況は、温かなゆったりした食事の提供がより必要な一時保護児童にとって決して望まれるものではありません。 ○ また子どものアンケートでも「ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか」という質問に対して 57.1%の子どもが「ある」と答え、その内容は「他の児童がうるさい」や「悪口や暴言が多い」、「はやくしせつにしたい」など、多くの子どもがさまざまな不満を抱えています。その要因は、すでに述べているように、①社会的養

護施設の高い充足率による新規入所の困難、②それに伴う一時保護期間の長期化、③その結果としての一時保護所の定員超過、という悪循環に依り、一時保護所の努力では解決できないものです。大都市部ではよく見られる現象ですが、「現状では一時保護された子どもの権利が守られていない」という自覚を、本庁を含め関係機関で共有する必要があると思います。

○ 新人職員の育成でメンター制度が取り入られていることは評価します。しかし、ローテーション勤務のためにメンターとメンティーが同時間帯に勤務することは少なく、メンター制度が十分に機能しているとはいえません。また先輩職員に疑問などを尋ねると、わかりやすく丁寧に指導されているようですが、新人インタビューでは「先輩職員の多忙さをみると、質問等や教えを乞うことにためらいがある」との言葉もありました。

○ さらに職場環境としての労働時間については、時間外勤務時間が400時間/年を超える方が複数人おられます。また年休取得時間が総じて少なく、半数が年間6日以下でした。子どもにゆとりをもって関わるためには、職員の心身の健康・安定が基礎となります。更なる時間外勤務時間の削減と年休取得率の向上が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.20	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	B
No.21	一時保護所は、個性が尊重される環境となっているか	B
No.22	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.23	管理者や指導教育担当職員それぞれの役割が明確になっており、その責務が全うされているか	S
No.24	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	B
No.25	一時保護所として、適切な夜間職員体制が確保されているか	B
No.26	情報管理が適切に行われているか	A
No.27	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	B
No.28	一時保護所がチームとして運営できているか	S
No.29	児童福祉司や児童心理司等との連携が適切に行われているか	A
No.30	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.31	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.32	警察との連携が適切に行われているか	A
No.33	子どもの養育・支援を充実させるために、外部の団体や専門家等、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○ 食事のメニューや調理方法について、子ども達が調理員へ意見・質問をしたり、感想を伝え、調理員もそれに答える交換日記の「ふれあいノート」が活用されていました。子どもの食に対する興味関心を高めるとともに、普段はあまり交流することのない調理職員とのコミュニケーションが図られていました。 ○ 新規図書の購入に子どもの希望を聞いているのも重要な取り組みであると思います。小さなことですが、自分の発言で希望が実現するのは、子どもの自尊感情の向上や能動的な行動の第一歩になる可能性があります。 ○ 保健福祉事務所の協力の元、定期的な歯科健診だけでなく歯磨き指導が行われていることは、適切な生活習慣の確立と健康への意識づけに関する一歩進んだ取り組みであると思います。 ○ さらに、全国的に「発達障がい、精神障がいがあり、投薬や精神科受診が必要な子ども」が増えているなか、平塚一保では看護師が配置されているのは適切と考えます。投薬管理だけでなく、一時保護所内での子どものけがや体調不良について医療機関に電話で問い合わせ、病院受診の必要性の判断や受診の付き添いをされているなど、重要な役割を担われています。 【改善が必要な点】 ○ 各種マニュアルや年次計画は適切に作成されていました。しかし、前年度の内容をそのまま書き写したような箇所もありました。現在、こども家庭庁からさまざまな新たな通知等も出ていることから、それを踏まえた全般的な見直しが必要です。 ○ 緊急保護は原則受け入れているようですが、例えば夜間の場合には、就寝中の子どもの居室移動が必要な場合もあったようです。このような対応は双方の子どもにとって、あってはならないことです。入所が必要な子どもが増加している現状を踏まえて、抜本的な解決が必要と考えます。 ○ また、男子用・女子用それぞれのグラウンド面積は、超過した子どもの人数に比して非常に狭く、接触事故等が心配されます。特に女子の体育授業のバトミントンではラケットが当たるような危険性がありました。 ○ なお、子どものアンケートからは遊具が古いという不満がありました。閉鎖的な空間での生活を余儀なくされている子ども達の日々が、少しでも快適になるよう、遊具の買い換えや新規購入が可能となる予算措置が必要です。 ○ 食事については、多くの子どもがおかわりを欲しており、余った料理を一切れずつ分けあっている場面がありま

した。現状も摂取量やカロリー等を計算して適切な量が提供されていると思いますが、多くの子どもがおかわりを望むことを踏まえ、食事全般について更なる検討を望みます。その際には 2023 年 3 月に厚生労働省がパブリックコメントを募集した「児童福祉施設における食事提供ガイドライン（案）」が参考になるように思います。

○ 子ども達の学習権の保障については、小学校低学年から受験を控えた中学・高校生までの幅広い学習指導が必要です。しかしながら、定員超過の現員に対して学習支援員が十分とは言えません。受験等を控えた生徒の学習意欲を損なうことなくニーズに応えるために、早急に学習支援員の増加配置が必要でしょう。

○ 子どものアンケートでは在籍校登校の割合は 11.5%でした。距離などの都合も含め、すべての子どもの在籍校登校が可能ではないと思いますが、「登校可能な高校生と原籍校の送迎」だけでなく、「閉鎖的な空間が必要でない子どもの一時保護委託を進める」等による原籍校登校の可能性を検討する必要があると思われます。

○ さらに性的問題、自傷他害行為、無断外出、重大事件、および障害を有する子ども達への指導・援助について共通する対応には、本人が落ち着くことができ、子どもの安全を確保するための個室が必須です。繰り返しますが、神奈川県として一時保護体制の抜本的な見直しが必要と考えます。

○ なお「すべての子どもがトラウマを抱えていることを前提として組織的に対応する」というインフォームドコンセントの考え方については、組織的に不十分だと思います。新採職員へのインタビューからは、採用直後にトラウマの知識と子どもが起こす不適応行動への対応技術の研修が不十分だと思われました。非常勤（会計年度職員）を含め、すべての職員への研修が望まれます。

○ さらに、避難訓練の実施回数が毎月一回行うという規定（一時保護施設の設備及び運営に関する基準）を満たしておらず、それ以外の危機対応への準備にも若干不安を覚えました。たとえば、地域的には南海トラフによる巨大津波も想定されていますが、居室にも「一時保護のしおり」にも掲示がありませんでした。早急な対応が必要かと思います。

○ 私服の着用について、第一部で言及した私物の持ち込みと同様に原則制限されているため、再検討が望まれます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.34	緊急保護は、適切に行われているか	B
No.35	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A
No.36	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A
No.37	食事が適切に提供されているか	A
No.38	子どもの衣服は適切に提供されているか	A
No.39	子どもの睡眠は適切に行われているか	A

No.40	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.41	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.42	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.43	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や、家族等に関する情報提供等が子どもに対して適切に行われているか	A
No.44	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.45	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.48	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.49	障害児(発達障害、知的障害、身体障害など)を受け入れた場合には、適切な対応、体制確保が行われているか	A
No.50	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.51	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.52	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.53	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等(安全計画、業務継続計画等)にして明確になっているか	B
No.54	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.55	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
No.56	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応ができる体制が確保されているか	B

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
【評価すべき点】 ○ 日々の子どもの行動観察結果が、職員間で随時共有されており、適切な子どもへのかかわりと、多様な視点による子どもの見立てに役立っています。 ○ 児童福祉司等の相談経過記録等は一時保護所職員も閲覧することができ、児童指導員や保育士による行動観察記録は保護所内で共有されるとともに、相談部門の担当児童福祉司や児童心理司も子どもの様子や状態が把握できるようになっています。このようなシステムの活用は、個々の子どもへの総合的な支援に役立ち、事務の効率化に寄与しています。 ○ 一時保護所から児童福祉施設に措置される子どもには行動観察記録が作成され、措置先と行動診断が共有され支援の継続性が図られています。 【改善が必要な点】 ○ 援助方針会議への参加は通常一時保護を統括する課長（養護課長）とSVで、必要に応じて担当児童指導員も参加しています。児童相談所の全体の動きや一人ひとりの子どもの援助の決定へのプロセス等を把握するために、児童指導員や保育士など一時保護所職員の交代制により常に会議参加、もしくはリモートでの参加を組織体制として位置づけて実施することが望めます。 ○ 一時保護所に入所する子どもは、思い出の品は常に身近に置いておきたい場合があり、これにより精神的な安定に役立つことがあります。私物持ち込みの運用について今後一層の柔軟な取り扱いが望めます。これは、子どもの権利制限という面だけではなく、子どものケアとしても重要な観点です。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.57	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.58	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	A
No.59	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	A
No.60	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A
No.61	行動観察を基に適切な行動診断が行われている	A
No.62	行動診断(アセスメント)に基づく支援を行っている	A
No.63	一時保護中の子どもの所有物について、適切に保管されているか	A
No.64	一時保護所からの退所にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A